


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 東大和市立学童保育所条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立学童保育所条例施行規則について、改正後の東大和市立学童保育所条例との整合性を図るほか、障害児の受入れの制限について、障害者への適切な配慮の観点から見直すため、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第1条の2として基準定員に係る規定を追加する。</li> <li>②第2条の2において、障害児の手帳の等級による受入れ制限の規定を削除する。</li> <li>③第4条第3項の障害児の受入れ人数の制限について、削除する。</li> <li>④その他、所要の文言整理を行う。</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①改正後の東大和市立学童保育所条例との整合性を図ることができる。</li> <li>②障害者への適切な配慮を確保できる。</li> </ul>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特に無し。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。